

注視区域及び特別注視区域の指定・変更について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

区域の指定・変更の決定について

(法第 1 4 条第 2 項第 2 号及び第 4 号)

- 対象施設の新設又は移転による区域の指定・変更
 - ① 防府北基地レーダー地区（山口県）
※施設の新設により、新規の特別注視区域として指定
 - ② 那覇海上保安部（沖縄県）
※施設の移転により、既存の注視区域を変更
- 自衛隊の組織改編に伴う対象施設の名称の変更による区域の変更

区域の指定・変更の対象

○ 区域の指定

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
山口県山陽小野田市	防府北基地レーダー地区	警戒監視・情報機能（自衛隊）

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

○ 区域の変更

区 域	名 称	指定の事由
沖縄県那覇市、 沖縄県浦添市	牧港補給地区、第十一管区海上保安本部、 <u>那覇海上保安部</u>	機能支援（米軍）【牧港補給地区】 海上保安庁の施設【第十一管区海上保安本部】 国境離島等（領海警備等の活動拠点周辺）【那覇海上保安部】

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

※ 下線は、今回の変更に関係する施設を示す

※ 那覇海上保安部は、施設が移転したことから、「牧港補給地区、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部」の区域を変更

区域の指定・変更の対象

○ 区域の変更（名称の変更のみ）

区 域	名 称 （ 新 ） （赤字は特別注視区域）	名 称 （ 旧 ） （赤字は特別注視区域）
青森県むつ市	障子山航空保安無線所、 <u>大湊地区</u> 総監部、大湊弾薬整備補給所、芦崎貯油所、大湊衛生隊診療所、大湊航空基地、大湊分屯基地	障子山航空保安無線所、 <u>大湊地方</u> 総監部、大湊弾薬整備補給所、芦崎貯油所、大湊衛生隊診療所、大湊航空基地、大湊分屯基地

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

※ 下線は、今回の変更に関する施設を示す

区域の指定・変更に係る地方公共団体に対する意見聴取の結果

- 区域の指定・変更のうち、対象施設の新設又は移転による区域の指定・変更を伴うものについて意見聴取を実施。結果は以下のとおり。

(1) 区域の範囲について

- 区域線が一部の敷地を横断している旨の情報
→ おおむね1000mの範囲内で、建物は分断しないように区域線を設定している旨説明

(2) 町字について

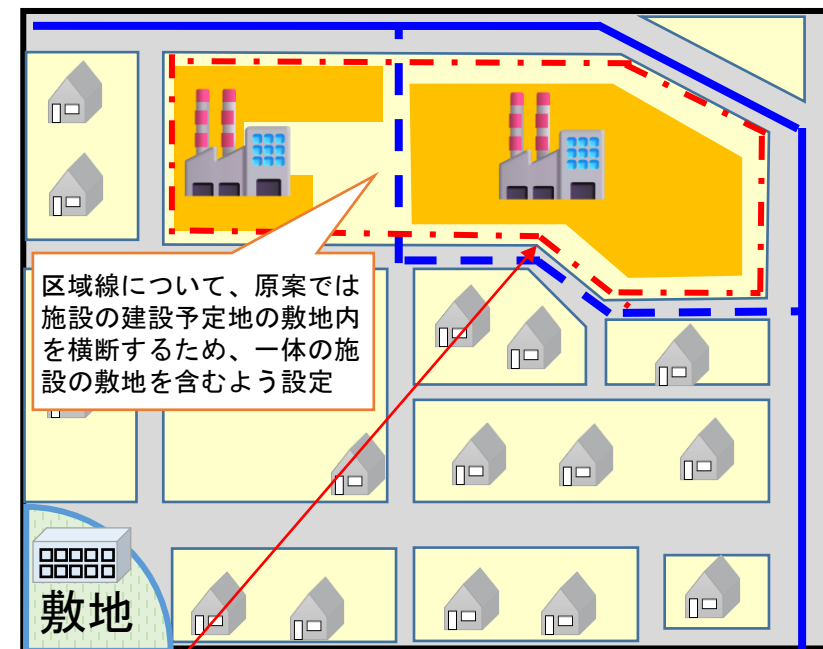
- 特になし

(3) 開発計画、開発行為について

- 港湾、埋立の工事、建設計画についての情報提供
→ 一般廃棄物処理施設の建設計画の情報を踏まえ、おおむね1000mの範囲内で一体の施設の敷地を含むよう設定
その他の情報については、今後の法の運用の参考情報として活用

(4) その他

- 別紙を参照



建設予定地の
敷地

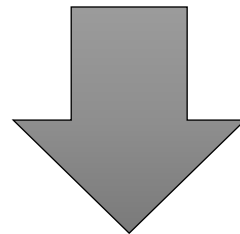
凡例：原案
情報提供後

令和7年6月9日

第12回土地等利用状況審議会（書面による議事）
（区域の指定・変更の決定）

令和7年6月末

区域の指定・変更の内閣総理大臣告示
（官報掲載）



約1か月後

区域の指定・変更の施行
土地等利用状況調査の開始、
特別注視区域における届出義務の発生

(参考) 区域指定の状況 (予定)

	区域 (※1)			防衛関係施設			海上保安庁 関係施設 (※2)	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数
		特別 注視区域	注視区域		自衛隊 施設	米軍 施設				
告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
告示：R5.7 施行：R5.8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58 (※3)
告示：R5.12 施行：R6.1	180	46	134	213	207	6	-	3	6	-
			(※4) 12	15	15	-	-	-	-	-
告示：R6.4 施行：R6.5	184	33	151	231	186	45	4	19	2	2
			(※4) 4	7	4	3	-	-	-	-
告示：R7.3 施行：R7.5	1 (※5)	1 (※5)	0	1 (※5)	1	-	-	-	-	-
告示：R7.6予定 施行：R7.8予定	1	1	0	1	1	-	-	-	-	-
合計	585	150	435	511	460	51	16	23	9	85
			(※4) 16	22	19	3	-	-	-	-

(※1) 区域の数と施設・離島の数は一貫しない

なお、「注視区域」欄は、特別注視区域に指定されていない注視区域の数

(※2) 法第2条第2項に定める海上保安庁の施設及び

法第2条第3項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※3) 対馬については1回目でカウント

(※4) 特別注視区域の要件に該当するが、経済的社会的観点から注視区域として指定した区域

(※5) 新規で追加となったものは次のとおり

区域：「防府北基地、防府送信所」、施設：防衛イノベーション科学技術研究所

(参考) 区域指定の概要 (令和7年6月現在)

これまで、計 **584箇所**(※)の区域 (特別注視区域: 149箇所、注視区域: 435箇所) を指定

(※)施設・離島の数と区域の数は一致しない

① 国境離島

無人の国境離島: 29島 (例: 鳥島、聳島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島)
有人の国境離島: 56島 (例: 八丈島、佐渡島、伊豆大島、母島、対馬、奄美大島、沖縄島、西表島)
(領海基線の周辺)

② 海上保安庁関係 (※): 16施設 (例: 奄美海上保安部、壱岐海上保安署、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部、名護海上保安署、中城海上保安部、石垣海上保安部、宮古島海上保安部)

(※) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び同条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

③ 防衛関係施設

自衛隊施設: 459施設 (例: 根室分屯基地、札幌駐屯地、千歳基地(北海道)、青森駐屯地(青森)、仙台駐屯地(宮城)、入間基地(埼玉)、習志野高射教育訓練場(千葉)、硫黄島航空基地、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、練馬駐屯地、府中基地(東京)、厚木航空基地(神奈川)、小松基地(石川)、守山駐屯地(愛知)、伊丹駐屯地(兵庫)、呉地方総監部(広島)、徳島航空基地(徳島)、対馬防備隊、佐世保地方総監部(長崎)、健軍駐屯地(熊本)、那覇基地、石垣駐屯地、与那国駐屯地(沖縄))

米軍施設: 51施設 (例: 三沢飛行場(青森)、横田飛行場(東京)、横須賀海軍施設(神奈川)、経ヶ岬通信所(京都)、岩国飛行場(山口)、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブ(沖縄))

④ 原子力関係施設: 23施設 (例: リサイクル燃料備蓄センター(青森)、福島第二原子力発電所(福島)、柏崎刈羽原子力発電所(新潟)、美浜発電所(福井)、原子燃料工業(株)熊取事業所(大阪)、島根原子力発電所(島根)、伊方発電所(愛媛)、玄海原子力発電所(佐賀)、川内原子力発電所(鹿児島))

⑤ 空港: 9施設 (新千歳空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、名古屋飛行場、八尾空港、福岡空港、熊本空港、那覇空港)